

特殊詐欺撃退電話機等の 購入費の一部を補助します

町では、町民の防犯意識を高め、特殊詐欺等による被害を未然に防止し、町民の財産を守るため、特殊詐欺等の防止機能を備えた電話機、装置等の購入に対し、購入費の一部を補助します。

補助対象機器

令和7年2月1日以降に新品で購入した次の要件をすべて満たす機器

- ①電話の着信時、呼出し音が鳴る前に通話内容を録音する旨の警告メッセージを電話の相手方に発する機能があるもの
- ②通話内容を自動で録音する機能があるもの
- ③町内の住居に設置するもの

※リサイクルショップなどで購入した中古品やインターネットオークション、フリマアプリなどの個人売買により購入した機器は、補助の対象になりませんのでご注意ください。

受付期間

- ・令和7年4月1日（火）から令和7年9月30日（火）まで
- ・先着順に受付けし、予算額に達した時点で受付終了します。
- ・予算額に達した場合、申請をしても補助金の交付を受けられない場合があります。

補助対象者

次の要件をすべて満たしている方

- ・利府町内に住所があり、かつ居住している65歳以上の方
- ・65歳以上の方のみの世帯または65歳以上の方が電話を受けることが多い時間帯のある世帯
- ・町税の滞納がないこと。
- ・これまで、本町の本補助金の交付を受けていないこと。

補助対象経費

- ・令和7年2月1日以降に新品で購入した電話機等の本体購入費（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・国、県その他の団体が交付する本補助金と同内容の補助金等の交付を受けている場合は、購入費から国等から交付された補助金等の額を控除した額を購入費用とします。

補助対象とならないもの

- ・対象となる電話機等の設置費用、付属品の追加購入費用、維持管理に係る費用

補助金額

- ・補助対象経費（税込み）の2分の1（100円未満の端数は切捨て）
- ・上限 7,000円
- ・1世帯につき1台のみ

申請に必要な添付書類等

- ①電話機等を購入した際の領収書（申請者氏名、購入年月日及び購入品目が明記されているもの）の原本
※町で領収書を確認、コピーした後、申請者に返却します。
- ②申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し
（運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカードなど）
- ③購入した電話機等の機能が確認できるカタログ又は取扱説明書の写し
- ④申請者名義の振込先口座が確認できる書類
（通帳の見開き又はキャッシュカードの写し）
- ⑤町税の納税証明書
（納付状況の調査に同意した場合は不要）

機器を設置しても、特殊詐欺の被害を完全に防止できるものではありません。特殊詐欺が疑われる電話を受けたときは、家族や警察などにご相談ください。

○塩釜警察署 022-362-4141
○利府交番 022-356-2110
○菅谷駐在所 022-356-2210